

3 . 運行の見直し

4月10日から5月15日の約1ヶ月の運行にあたっては、以下のとおり基準を設定する。基準に達した場合、本運行内容を基本方針として本格運行化を目指す。基準を下回った場合、運行日数の見直しや減便等運行内容の見直しを行う。

表7 運行目標

運行内容	基準（住民アンケート調査のバス利用希望OD集計により設定）
市街地循環バス	・平日 168 人 × 23 日 × 利用率 25% = 996 人 ・休日 150 人 × 13 日 × 利用率 25% = 488 人 ・合計 1,484 1,500 人、平均 人 9.6 人 / 便
乗りあいタクシー	・平日 22 人 × 23 日 × 利用率 25 % = 127 人 ・休日 14 人 × 13 日 × 利用率 25 % = 46 人 ・合計 173 150 ~ 200 人

特に市街地循環バスの運行にあたっては、無償運行期間を定めていることから、現在、バスを必要としていない方も含めて利用をお願いし、運行の必要性等について判断していくものとする。

4 . 周知計画

4 - 1 . 周知方法

住民及び利用者への周知は、「運行の実施及び概要等のお知らせ」と「運行内容のお知らせ」の2段階により行い、住民及び利用者への周知を目指す。

s t e p 1 : 運行の実施と運行概要のお知らせ (3月上旬から中旬)	
周知チラシの配布による運行実施及び「乗りあいタクシー」の利用登録のお知らせ	<ul style="list-style-type: none">・ 広報誌 3月号に掲載・ 周知チラシを3月中旬に全戸配布、かつ、町営バス運転手から乗客へ配布
主要公共施設等への掲示 (周知チラシ)	<ul style="list-style-type: none">・ 役場、奈井江駅、文化ホール、病院、スーパー、公民館・図書館・ 町営バス車内掲示
住民説明会の開催	<ul style="list-style-type: none">・ 3月中に住民説明会を実施・ 乗りあい交通の運行概要説明と利用登録
↓	
s t e p 2 : 運行内容のお知らせ (3月中旬から4月中旬)	
新たなバス運行内容のお知らせ	<ul style="list-style-type: none">・ 利用案内パンフレットを (4 / 1) 区長回覧により全戸配布 (市街地循環バス、向ヶ丘線、スクールバス (混乗) について、バス路線図及び運行時刻表 (利用案内パンフレット) を案内)・ 町営バス運転手から乗客へ利用案内パンフレットを配布・ 主要公共施設 (上述) への設置・ 希望者に路線別時刻表を配布 (役場担当窓口)
乗りあいタクシーの運行内容のお知らせ	<ul style="list-style-type: none">・ 利用登録者へ配布・ 住民への役場窓口にて説明

4 - 2 . 周知チラシの内容

(1) 期間

- ・ 運行期間のお知らせ

(2) 全体概要

- ・ 市街地循環バス、乗りあいタクシー、向ヶ丘線が運行し、スクールバスへ一般乗車できること
- ・ 市街地循環バス、向ヶ丘線、スクールバス路線の停留所及び運行時刻は、4 / 1 の区長回覧に利用案内パンフレットとしてお知らせすること

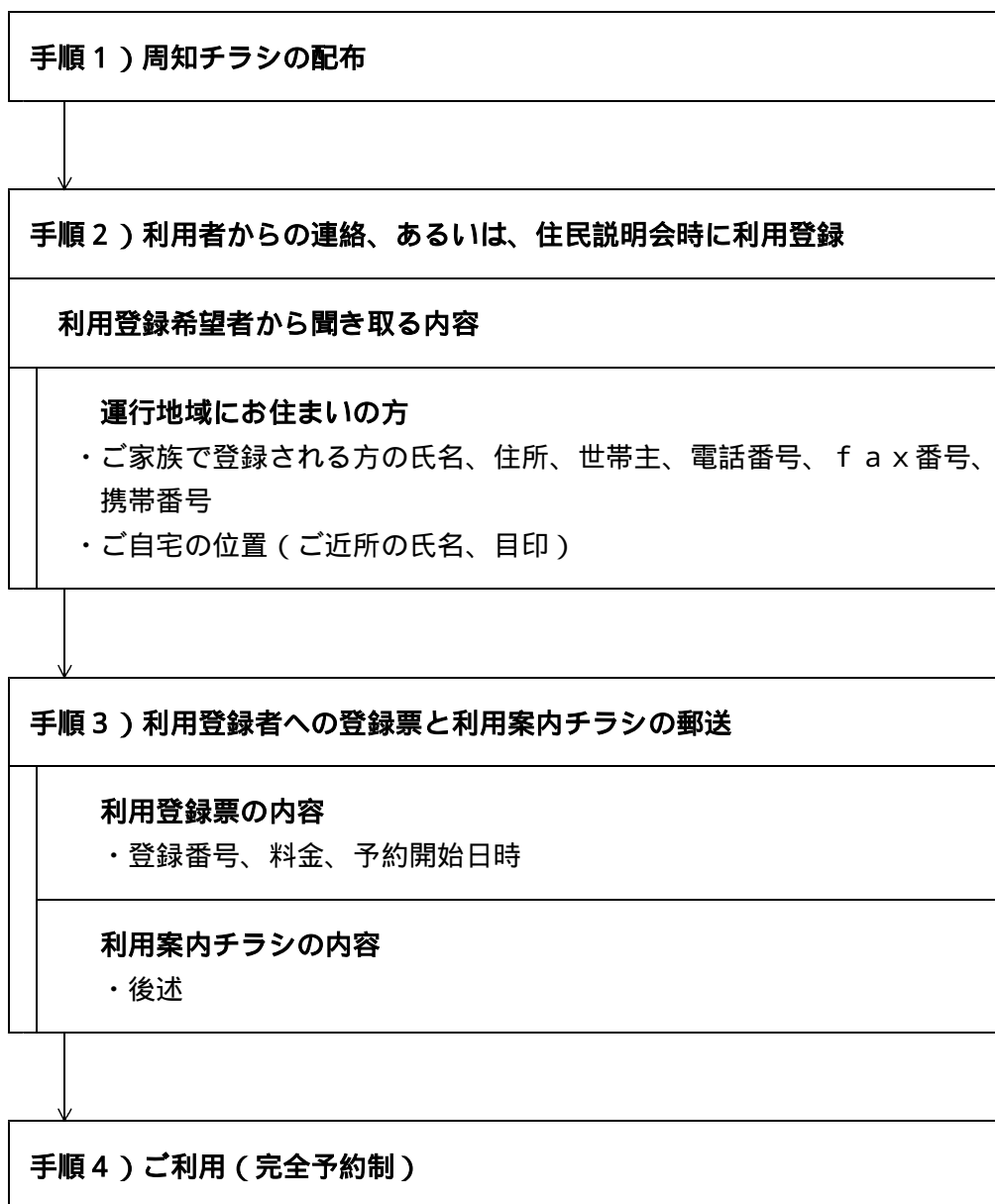
(3) 乗りあいタクシーの概要説明

- ・ 全く新しい交通手段として、乗りあいタクシーとは何かを説明
- ・ 乗りあいタクシーの概要（運行時間帯、料金）

(4) 乗りあいタクシーの利用登録の方法

- ・ 電話受付による利用登録、住民説明会時の利用登録
- ・ 電話受付は、企画広報係とする

4 - 3 . 乗りあいタクシーへの登録と利用までの流れ



4 - 4 . 住民説明会の開催

市街地循環バス、乗りあいタクシー及び向ヶ丘線の運行、スクールバスへの混乗について、各連合区で住民説明会を開催する。

表 8 運行内容と主な説明地域

運行内容	主 な 説 明 地 域
市街地循環バス	本町、北町、東町、南町、宮村
乗りあいタクシー スクールバスへの混乗	宮村、瑞穂、大和、巖島、茶志内、高島、向ヶ丘、向ヶ丘栄町、住友新町、白山
向ヶ丘線	東町、宮村、巖島、住友新町、向ヶ丘、向ヶ丘栄町

4 - 5 . 町内路線バス利用案内パンフレットの内容

- ・ 運行路線、停留所位置及び名称を表示した地図及び各路線別の時刻表をコンパクトにレイアウトした物
- ・ 乗りあいタクシー運行情報の掲載

4 - 6 . 乗りあいタクシー利用案内パンフレットの内容

- ・ 利用できる区間、利用手順、詳しい利用方法（手順 1、手順 2、手順 3）
- ・ 手順 1：予約方法（電話予約の方法）
- ・ 手順 2：乗車の方法（外出時と帰宅時の乗車方法、乗車時刻の注意事項）
- ・ 手順 3：運賃の支払い方法（運賃、減免措置など留意事項）

5 . 適用する法令

5 - 1 . 「市街地循環バス」, 「向ヶ丘線」及び「乗りあいタクシー」

道路運送法

(乗合旅客の運送)

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

一般旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客運送許可申請の内容

- 1)申請者等
- 2)事業の種類
- 3)輸送しようとする旅客
- 4)運送の区間又は区域
- 5)輸送期日又は期間
- 6)輸送を必要とする理由
- 7)使用する自動車の種類ごとの数(車両明細)
- 8)運行時刻
- 9)予定する輸送数量
- 10)運賃及び料金
- 11)運送約款：独自約款を適用する

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明

- 1)協議が整っている輸送区間又は輸送区域
- 2)協議が整っている輸送しようとする旅客
- 3)協議が整っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法
- 4)適用する期間又は区間その他条件を付す場合には、その条件

5 - 2 . 道路占用許可

市街地循環バス等の停留所新設に伴う道路占用許可申請を行う。

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| 1)目的 | 2)場所 | 3)占用物件 |
| 4)占用の期間 | 5)工事の期間 | 6)道路の復旧方法 |